

報告第5号

専決処分について

次の事項について、令和8年4月16日付けで別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和8年6月3日提出

春日市長職務代理者

春日市副市長 高 田 勘 治

中学校の防球フェンスを越えた打球による住宅の損傷事故に伴う損害賠償の額の決定について

提案理由

中学校の防球フェンスを越えた打球による住宅の損傷事故に伴う損害賠償の額を決定し、緊急に和解契約を締結する必要性が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを市議会に報告し、その承認を求めるものである。

## 専 決 処 分

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、中学校の防球フェンスを越えた打球による住宅の損傷事故に伴う損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和8年4月16日

春日市長 井 上 澄 和

### 1 相手方

個人

### 2 事故の概要

令和7年12月20日(土)午前9時30分頃、春日市立春日西中学校の運動場において行われていた同校野球部の練習中の打球が、防球フェンスを越えて、相手方住宅に当たり、相手方に物的損害を与えたものである。

### 3 損害賠償額

19,800円